

10/1

国勢調査 にご協力をお願いします



今年は、5年に一度の「国勢調査」が実施されます。調査内容は国や地方公共団体の基礎資料として、児童福祉や介護・医療、雇用対策などさまざまな分野で活用されます。市内に住む全世帯が対象ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

国勢調査に関する
お問い合わせは

9/11(土)
開設

国勢調査コールセンター ☎0570-01-2010
(IP電話・PHSの方) ☎03-6738-6677

■このページに関するお問い合わせは
区政課 ☎211-2267 区役所(1階)の
地域振興課

調査方法

9月下旬から国勢調査員が訪問

国勢調査員は、総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。調査員証を携帯していますので、ご確認ください。

■9月20日(祝)～22日(水)

調査員が、「国勢調査のお知らせ」を郵便受けなどに投函します。

■9月23日(祝)～30日(木)

調査員が、調査票と提出用の封筒などをお渡しに伺います。

■10月1日(金)～7日(木)

調査員が、調査票を回収に伺います。
(または、調査票を郵送してください)



調査事項

回答項目は 20項目

■世帯に関する事項

「世帯員の数」「住居の種類」「住宅の建て方」などの5項目

■世帯員に関する事項

「氏名」「生年月日」「性別」「就業状態」「仕事の種類」などの15項目



今回から

調査票の提出方法が変わります

郵送による提出が可能に

同封する返信用封筒を使って、郵送で提出できます。郵送料は無料です。また、これまで通り調査員へ提出することもできます。



調査票は封筒に入れ、封をして提出

調査員に提出する場合でも、調査票は封筒に入れ、必ず封をして提出してください。なお、世帯のプライバシーに配慮し、調査員は開封せず、調査票の点検は市役所や区役所で行います。



Q

&

A

Q.調査の対象は?

A.日本に3カ月以上住んでいるすべての世帯が対象です。外国人も含まれます。

Q.個人情報保護されるの?

A.調査票に記入された内容は、「統計法」によって厳重に保護され、ほかの目的に使われることはありません。

Q.調査に答える義務はあるの?

A.調査票に記入して提出する「報告義務」が「統計法」に定められていますので、ご協力をお願いします。